

人事行政の運営状況等を公表



市職員の給与や勤務条件の状況などを市民の皆さんに知っていただくために、人事行政の運営状況をお知らせします。
詳しくは [職員課](#)

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在) (標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補・技師補	主事・技師	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長	
職員数	13	88	83	54	29	25	15	8	315
構成比	4.1%	28.0%	26.3%	17.1%	9.2%	8.0%	4.8%	2.5%	100%

(7) 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在) ※桶川市の退職手当支給率については、平成30年4月5日から適用となります。

区分	期末・勤勉手当	退職手当	扶養手当(月額)	住居手当(月額)	地域手当
桶川市	年間支給率4.4月分(2.3月分) 職制上の段階、職務などによる加算措置 ※()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外 6,500円 満16~22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者 最高27,000円まで 持家居住者 4,500円	(支給率) 10%
国	年間支給率4.4月分(2.27月分) 職制上の段階、職務などによる加算措置 ※()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外 6,500円 満16~22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者 最高27,000円まで	(支給率) 10% 桶川市地域

地域手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額、交通用具利用者は距離に応じて算出した額
特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当、清掃作業手当や行旅死亡人取扱手当など6種類
時間外手当	(1時間当たりの算出方法) (給料月額+地域手当) × 12月 × $\frac{125}{100} \sim \frac{175}{100}$ (1週間の勤務時間×52) - (祝日および年末年始の休日の日数×1日の勤務時間)

(8) 特別職の報酬の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
市長	912,000円	年間3.85月分
副市長	780,000円	
教育長	724,000円	
議長	437,000円	年間4.10月分
副議長	384,000円	
議員	358,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	60分	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数
16,272日	3,966日	431人	9.2日

(3) 育児休業等取得状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

区分	男	女
継続	0	8
新規	7	11

(4) 時間外勤務の状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

対象職員数	時間外勤務総時間数	平均時間外勤務時間数(1か月)
341	52,751	12.9

5 職員の分限および懲戒処分の状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(1) 分限処分 9人

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等従事の許可状況

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)
各1件(農業協同組合支部長、文化財保護審議会委員、ファシリテーター、登録手話通訳者、区長)

7 職員の研修の状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(1) 職員研修の概要 延べ343人参加

①階層別研修 185人
内訳…新規採用職員研修(前期・後期)、中堅職員研修Ⅰ(主事技師級研修)、中堅職員研修Ⅱ(意識改革研修)、中堅職員研修Ⅲ(憲法)、主査級研修、主幹級研修、課長級研修 ほか

②特別研修 83人
内訳…手話研修
③派遣研修 75人
内訳…自治大学校、彩の国人づくり広域連合、市町村アカデミー、北足立北部共同研修会 ほか

8 職員の福祉および利益の保護の状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(1) 定期健康診断の実施状況 409人

(2) 公務災害等の発生状況 公務中 0件 通勤中 0件

9 埼玉県央広域公平委員会からの報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度は、措置要求案件はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度は、不服申立て案件はありませんでした。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 新規採用の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	新規採用				再任用	任期付
	受験人数	採用人数				
		男	女	合計		
一般行政職	103	2	6	8	19	10
事務職(一般)	97	2	4	6	14	5
技術職(土木)	1	0	0	0	1	0
技術職(建築)	0	0	0	0	1	0
保育士	2	0	1	1	2	4
保健師	3	0	1	1	0	1
現業職	0	0	0	0	1	0

※再任用、任期付については、平成30年4月1日に在籍している職員数です。

(2) 退職の状況 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計	
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了		
一般行政職	0	1	3	0	0	0	0	0	9	13
現業職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 職位別昇格者数 (平成30年4月1日付)

職位	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	主任級	主事級
昇格者数	0	1	2	10	16	21	12

(5) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

職員数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
		434	430	430	433	437	436	440	439	438

2 職員の人事評価の状況 (平成29年度)

区分	内容
評価期間	【能力評価】平成29年4月1日~平成30年3月31日 【実績評価】平成29年4月1日~平成30年3月31日
評価基準日	【能力評価】平成30年1月1日 【実績評価】平成30年1月1日

区分	内容
評価対象者	特別職、他団体から派遣されている職員を除く全職員
評価項目	【能力評価】職務遂行過程における能力の発揮状況 【実績評価】業務目標の達成度

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (平成30年度普通会計予算)

区分	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
30年度	428人	1,552,436千円	483,647千円	676,758千円	2,712,841千円

注1) 職員手当には退職手当を含みません。
注2) 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給料月額および

平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	308,866円	39.3歳

(3) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	初任給
桶川市 一般行政職	大学卒 185,800円 高校卒 156,800円
埼玉県 一般行政職	大学卒 185,800円 高校卒 151,500円
国 一般行政職	大学卒 179,200円 高校卒 147,100円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満		経験年数20年以上25年未満	
	大学卒	283,895円	374,079円	
一般行政職	高校卒	238,900円	328,225円	

(5) 人件費の状況 (平成29年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費比率(B/A)
29年度	平成30年1月1日現在 75,234人	26,302,148千円	472,098千円	3,778,305千円	14.4%

注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

資源物の店頭回収実施店舗一覧

店舗名	所在地	回収品目						
		ペットボトル	ペットボトルキャップ	トレイ白	トレイ白以外	アルミ缶	牛乳パック	たまごパック
おけがわマイン	若宮1-5-2	○	○	○	○		○	
コープ桶川店	坂田東3-27-7	○	○	○	○	○	○	○
ベニバナウォーク桶川	下日出谷東42街区1画地	○		○		○	○	
ヨークマート桶川店	末広2-1-34	○	○	○	○		○	
ヨークマート下日出谷店	下日出谷西1-33-1	○	○	○			○	

※平成30年4月1日現在、市内の大規模小売店のうち、情報掲載に了解いただいた店舗を五十音順に掲載しています。

埼玉中部資源循環センター整備事業 (仮称)環境影響評価準備書に係る公聴会を開催します

とき▶11月29日(木)午後2時～4時
 ところ▶桶川市役所3階会議室303・304
 事業者▶埼玉中部資源循環組合
 (代表 管理者 宮崎善雄)
 事業の名称▶(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業
 事業の種類▶廃棄物処理施設の設置
 公述の申出▶環境の保全の観点から意見を述べるができます。
 公述の申出期間および申出方法▶
 (1)公述申出期間→10月30日(火)～11月9日(金)《必着》
 (2)公述の申出方法
 公聴会において意見を述べようとする人は、書面により①氏名または団体名(代表者氏名)②住所(主たる事務所の所在地)③準備書の名称④公聴会において述べようとする意見の概要および理由を記載し、持参、郵送、FAXにより埼玉県環境政策課へ提出してください。
 (3)公述申出書の送付先
 埼玉県環境政策課
 (〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-15-1/FAX830-4770)
留意事項▶
 (1)申出がない場合は、公聴会は中止になります。傍聴を希望する人は、事前に県環境政策課へ確認してください。
 (2)申出をした人の中から、知事が公述人を選定し通知します。
 問合せ▶県環境政策課☎830-3041

平成31年度『ごみ収集日程表』に掲載する広告を募集します

市では、平成31年度の「ごみ収集日程表」に掲載する広告主を募集します。募集概要は次のとおりで、申込書などは市ホームページに掲載しています。
募集広告の媒体▶平成31年度ごみ収集日程表(カラー印刷)
広告の大きさ▶1枠あたり縦50mm、横79mm
募集枠数▶5枠
掲載料▶1回1枠50,000円
発行▶年1回(広報おけがわ3月号と同時配布予定)
募集期間▶11月5日(月)～12月5日(水)
応募資格▶県内に事業所を有する者
※掲載の優先順位は、受付順で、市内に事業所を有する者を優先とします。
広告の要件▶桶川市有料広告枠設置取扱要綱のとおり
申込方法▶桶川市ごみ収集日程表広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原案などの必要書類を添付し、直接、リサイクル推進課へ申し込みください。
 詳しくは▶リサイクル推進課



マモルとおばあちゃんの地球にやさしい『桶川市のごみ』物語⑤ ～ごみに関するお話を4コマでわかりやすく掲載します～ 知っていますか？資源物店頭回収 詳しくは▶リサイクル推進課☎728-1902

3
へえ～!!ということは、買い物に行くついでに資源物を持っていくことで、リサイクルもできるね!

1
おばあちゃん!今日、スーパーに行ったら、資源物の回収ボックスというのがあったのだけれど、あれはなあに??

4
そうね!環境問題への取り組みの1つよね。リサイクルするためにも、ルールを守って持って行こうね!

2
よく気づいたわね!あれは、お店で販売されている商品のうち、決められた物の回収をして、リサイクルをするために設置されているボックスなのよ!!

登場人物

ぶんべつ 分別 マモル (主人公)
 ・桶川市在住
 ・べにばな小学校4年生
 ・学校でごみ(住みよいくらし)について勉強してから、ごみをへらすためにできることについて考えている。

ものたい 物体 セツ
 ・桶川市在住
 ・マモルのおばあちゃん
 ・物をととても大切にしている性格
 ・「もったいない」が口ぐせ

買い物に行く時は、店頭回収に出す資源物をマイバッグに入れて行き、帰りは買い物したものをマイバッグに入れば、お店に返すリサイクルとレジ袋削減の両方ができるわね!!

事業者の皆様へ

市では、廃棄物の減量化を目指しています。今回、事業の一環として、店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店を対象に店頭回収のアンケートを実施させていただきました。市民の皆さんへ店頭回収の実施をお知らせすることにご理解のある事業所がありましたら、是非リサイクル推進課へ情報をご提供いただきますようお願い申し上げます。

店頭回収に関するお願い

店舗で販売した商品から発生した容器包装物をはじめとする資源物の回収に取り組まれている店舗が市内にもあります。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。なお、回収品目や回収方法などのルールは店舗によって異なります。利用にあたっては、「回収物以外の家庭ごみは持ち込まない」「洗って乾かす」「ラベルやキャップを外す」など、必ず各店舗のルールを守り、他の人が気持ちよく利用できるよう、配慮をお願いします。
 ※一部の店舗では回収品目によって、買い物などに利用できるポイントがもらえるところもあります。詳細は利用する各店舗に問い合わせてください。

平成31年4月から ごみ処理に関する料金に変更になります



詳しくは☑リサイクル推進課

改正前（平成31年3月31日まで）

【環境センターへ直接搬入されるごみ】のうち

- ①一般家庭から生じたごみ・・・**無料**（燃やせるごみ、プラスチック、金属・ガラス・乾電池、その他ごみ、紙製の容器と包装紙、古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック）
- ②一般家庭から生じた粗大ごみまたは木材などの多量ごみ・・・**80円**／10kg
- ③事業活動によって生じた一般廃棄物・・・**170円**／10kg
- ④産業廃棄物（処理可能な一部のものに限る）・・・**170円**／10kg



改正後（平成31年4月1日から）

【環境センターへ直接搬入されるごみ】のうち

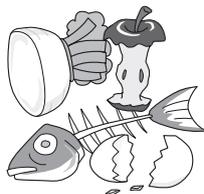
- ①一般家庭から生じたごみ・・・**110円**／10kg（20kg未満減免）
[例：20kgの場合は220円になります。]
- ②一般家庭から生じた粗大ごみまたは木材などの多量ごみ・・・**110円**／10kg
- ③事業活動によって生じた一般廃棄物・・・**230円**／10kg
- ④産業廃棄物（処理可能な一部のものに限る）・・・**460円**／10kg

※③、④（事業活動によって生じたごみ）については、次を参照してください。

**事業活動によって
生じたごみ（③事
業系一般廃棄物、
④産業廃棄物）は、
集積所へ出すこと
はできません！**

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と法律で義務付けられています。

③事業活動によって生じた一般廃棄物とは・・・



産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもをいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残した物やリサイクルできない紙程度にとどまります。

④産業廃棄物とは・・・



産業廃棄物として法で定められたもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類のもをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。

※ごみの分別や、集積所の収集日程に変更はありません。